

労働安全衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令要綱  
第一 関係政令の整備

一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第二十三条の規定による交付金の廃止に伴う規定の整備を行うこと。(第二条関係)

二 労働安全衛生法施行令の一部改正

(一) ボイラーの据付けの作業について、作業主任者の選任を要しないものとする。(第六条関係)

(二) 化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う設備で、改造等の作業に係る仕事の注文者が労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならぬものとして、化学設備及びその附属設備並びに特定化学設備及びその附属設備を定めること。(第九条の三関係)

(三) その他所要の規定の整備を行うこと。

三 労働安全衛生法関係手数料令の一部改正

クレーン運転士免許試験及びデリック運転士免許試験の統合に伴う規定の整備を行うこと。(第六条

関係)

四 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部改正

、  
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令について  
、  
所要の規定の整備を行うこと。

五 公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令等の一部改正

公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令等について、  
所要の規定の整備を  
行うこと。

六 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権限の  
一部の委任等に関する政令の一部改正

(一) 題名を「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働  
大臣の権限の一部の委任等に関する政令」に改めること。(題名関係)

(二) その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第二 経過措置

一 労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百八号。以下「改正法」という。）附則第八条第一項の政令で定める資産は、厚生労働大臣が財務大臣に協議して定める資産とすること。（第七条第一項関係）

二 一により国が承継する資産は、労働保険特別会計労災勘定に帰属すること等を定めること。（第七条第二項及び第三項関係）

## 第三 附則

一 この政令は、改正法の施行の日（平成十八年四月一日）から施行するものとする。ただし、第二の一は、公布の日から施行するものとする。こと。（附則第一条関係）

二 この政令の施行に関し必要な経過措置を定めること。（附則第二条及び第三条関係）